

戦後混乱期における生活困窮と援護の地域史
—1945年から1947年頃の山形県を素材にして—

佐藤 昭洋

東北公益文科大学総合研究論集第39号 抜刷

2021年1月31日発行

研究論文

戦後混乱期における生活困窮と援護の地域史 —1945年から1947年頃の山形県を素材にして—

佐藤 昭洋

1. 研究背景と目的

1945（昭和20）年8月15日、日本政府はポツダム宣言を受諾して終戦となり、連合軍最高司令部の間接統治下に至った。¹第二次世界大戦によって、日本の経済や社会は壊滅的な打撃を受け、終戦すると軍人の復員や海外からの引き上げが加わり、失業者、戦災孤児、戦災者など多くの生活困窮者が発生した。加えて、終戦直後の不作などによる食糧不足、衛生施設や資材の不足による伝染病の蔓延が起り、栄養面や衛生面においても良い状況とはいえなかった。²国民生活の実態は、戦時期に蓄積された過剰購買力と極度のモノ不足が苛烈なインフレを生じさせ、食料不足を凌ぐための「たけのこ生活」、住宅不足など物的不足、精神的にも困窮に陥る状況であったことを反映し、闇市場の出現や生活経済事犯の急増が見られた。³

戦後の混乱期の中、1945（昭和20）年、政府はGHQの指示で「生活困窮者緊急生活援護要綱」を作成し、生活困窮者への緊急措置として日常生活の支援が行われた。⁴この生活困窮者緊急生活援護要綱は、主に次の4つの内容であった。①生活困窮者（失業者、戦災者、海外引揚者、在外留守家族等）に対して宿泊、給食、救療施設の拡充、衣料寝具その他生活必需品の給与、食料品の補給等の生活援護を行うこと。なお、現物給与を主とする臨時的応急的な措置であること。②実施機関は、都道府県の計画に基づき市町村長が担い、実施にあたっては全国の方面委員が積極的に活動するとする、旧来の機構を基礎に置くものとする。③6大都市と引揚地に重点を置くこと。④既定経費のほか、

¹ 平将志（2011）「被占領期における生活保護制度の展開—旧生活保護制度の実施過程を中心として—」『現代社会文化研究』52巻51-68、p.52。

² 北場勉（2000）『戦後社会保障の形成—社会福祉基礎構造の成立をめぐる—』、中央法規、p.30。

³ 平将志（2011）「被占領期における生活保護制度の展開—旧生活保護制度の実施過程を中心として—」『現代社会文化研究』52巻51-68、p.52。

⁴ 金子光一（2005）『社会福祉のあゆみ—社会福祉思想の軌跡—』、有斐閣、p.225。

別途の予算措置によって実施すること、とされている。⁵そのほか、困窮する国民のために海外からも救援物資を調達し配給した。ララ（LARA：アジア救済連盟）やケア（CARE：対欧送金組合）などによる援助物資の寄贈、食料や衣料などの援助物資を発送することをGHQは承認し、国内に食糧や医療などが提供された。⁶

日本政府は、1945（昭和20）年秋に政府の責任において、戦争のために困窮者となった人々に食糧、住居、医療及び生活必需品の給付を行うようなプログラムの作成をGHQから要求された。1946（昭和21）年2月に指令されたGHQの社会救済「SCAPIN775」の趣旨に沿う形で統一的公的扶助制度として制定されたのが、1946（昭和21）年9月に制定された旧生活保護法であり、1946（昭和21）年2月の日本国憲法成立前に国会を通過した。1946（昭和21）年11月に公布され、1947（昭和22）年5月に施行された日本国憲法は、国民の基本的人権、自由権、社会権が規定されたほか、憲法25条には生存権が明記された。^{7,8}

厚生省は1945（昭和20）年12月31日に、「救済福祉に関する件」を決定しGHQに提出した。それは、（1）理由の如何を問わず生活困難な国民全部を対象として、最低生活を保障するよう現行の各種援護法令を全面的に調整し、新たに国民援護の総合的法令を制定して国民の生活保障を法律によって確保し、法令に基づく援護を拡充強化するため有力な民間援護団体を設立し、従来の戦災援護会・海外同胞援護会・軍人救護会等の各種団体を整理統合する。（2）（1）の計画実施に至るまで、12月15日閣議決定の「生活困窮者緊急生活援護要綱」に基づき、救済福祉政策を開始する、という二点であった。GHQは日本政府の計画、地方政府機関の拡大は承認したが、戦災援護会等を整理統合して、有力な民間団体を設立することや、方面委員の拡充強化等は、公私分離に違反するとして受理しなかった。⁹

⁵ 北場勉（2000）『戦後社会保障の形成 社会福祉基礎構造の成立をめぐる』、中央法規、p.50。

⁶ 佐々木秀美・榎久仁裕（2018）「医療・福祉の根本思想としての第25条成立の過程及びサムスPHW局長による戦後の公衆衛生及び地域福祉改革に関する歴史検証」『看護学統合研究』20巻1号1-24、p.17。

⁷ 前掲論文、p.17。

⁸ 北場勉（2000）『戦後社会保障の形成 社会福祉基礎構造の成立をめぐる』、中央法規、p.32。

⁹ 吉田久一（1990）『吉田久一著作集3 改訂増補版 現代社会事業史研究』、川島書店、p.290。

以上が、戦後混乱期初期の生活困窮状況と社会福祉政策、援護活動団体の規定に関する主な概要である。

これまでの戦後混乱期における生活困窮に関する、地域を対象として論じられてきた研究としては、戦後初期に大河内一男を主宰とし東大社会科学研究会が行った調査で、東京の壕舎生活や浮浪者を調査した『起ちあがる人々』などをはじめ¹⁰、近年においても、畠中耕による戦後群馬県における公的扶助政策の展開についての研究、松岡是伸による北海道道北圏における被占領期社会福祉政策の実態についての研究、平将志による新潟県都市部を中心とした被占領期地方都市における生活困窮者救済に関する研究など、対象地域が広がって蓄積されている。

三谷（1991）は「...これまでの占領期社会福祉の政策史的研究に於いては、卑見の限りでは、GHQと厚生省との間の政策形成をめぐる交渉過程が主として対象とされ、政策対象たる民衆の生活実態の具体的分析が、ともすれば閉却されてきた感がある」と述べ、また「社会福祉政策は民衆の生活のあり方を規定する反面、民衆の生活自体からも規定されるという一面を持つ」という社会福祉政策の特質を捉えている。そして、「今まで「生活実態」とか「生活問題」という言い方をしてきた事態を社会福祉の文脈に限定すれば、「社会福祉ニーズの現実態」と表現し、「占領期の民衆の生活を社会福祉ニーズとして現象した側面から捉え、それに対する如何なる処遇がなされたか、という実態」といった視点を示しており、本研究においてもその視点を踏襲したい。¹¹

もちろん戦後混乱期における生活困窮は都市部ばかりでなく、地方においても生活困窮者は膨大なものであったが¹²、平は「被占領期、その後の生活保護研究の特徴として、研究が政策立案過程を担う中央政府＝厚生省に傾斜する一方で、政策実施過程を担う地方政府＝都道府県、市町村については自治体史などの記述を除くと、十分に検討されているとはいえない」¹³とし、地方レベル

¹⁰ 吉田久一（2004）『新・社会事業の歴史』、勁草書房、p.286。

¹¹ 三谷謙一（1991）「占領期の社会福祉の実態—PHWへの嘆願書の分析—」『社会福祉学』32巻1号147-169、p.148。

¹² 田代国次郎（2007）『地域社会福祉史入門』、社会福祉研究センター、p.159。

¹³ 平将志（2018）「被占領期地方都市における生活困窮者救済—新潟県都市部の比較検討から—」『現代社会文化研究』67巻19-36、p.20。

における生活保護研究における政策の実施過程への自治体史料レベルを越えた分析を問題提起している。

本研究においては、未対象地域の山形県を選定し、生活保護制度に限定せず、地方単位での戦後混乱期における生活困窮の実態と援護活動の取組みを明らかにすることも関連研究への一助になりうると考え、また本研究の目的とする。年表1は、本研究の対象時期にあたる国内の社会福祉の動きに関する年表をまとめたものである。¹⁴

年表1 終戦から1947年の国内の社会福祉の動きに関する年表

年号	月	できごと
1945(昭和20)年	8月	終戦(ポツダム宣言受諾)
	10月	厚生省は「復員及失業者」を1,324万人と推計
	11月	占領軍より軍人恩給停止の指示
	12月	厚生省「救済福祉に関する件」をGHQに提出
		軍事保護院の廃止
		「戦災・引揚孤児援護要綱」を閣議決定 「生活困窮者緊急生活援護要綱」閣議決定(要援護者を800万人と推定)
1946(昭和21)年	2月	GHQより「社会救済(Public Assistance)に関する覚書」(Scapin775)を提出
		厚生省調査より、戦災孤児や引揚孤児をふくめて12万3,504人の孤児数を明記
	3月	恩賜財団同胞援護会設立
		労働組合の法定化
		婦人参政権の実現
	4月	政府は「救済福祉に関する政府決定事項に関する報告」をGHQに提出
	9月	厚生次官が「主要地方浮浪児保護要綱」を通達
生活保護法公布(10月施行) 民生委員令公布(10月施行)		
11月	日本国憲法公布(1947年5月施行) ララ物資運搬船第1号が横浜入港	
1947(昭和22)年	4月	労働基準法公布 労働者災害補償保険法公布
		厚生省「国民たすけあい運動」提唱 第1回全国児童福祉週間実施
	8月	社会事業共同募金中央委員会発足
	10月	第1回共同募金運動実施
	12月	失業保険法公布
児童福祉法公布		

(全国社会福祉協議会「わが国社会福祉と全国社会福祉協議会100年のあゆみ」などを基に作成。)

2. 研究方法

本研究は、歴史的な史資料等を用いた文献研究である。

本研究の分析対象史料の種類としては、新聞記事や行政文書を一次史料に、自治体史関連文献を二次資料に設定した。一次史料の新聞記事は、『讀賣新聞』地方欄で山形県に関する1946（昭和21）年から1947（昭和22）年までの記事を収集することができた。しかしながら、1945（昭和20）年終戦直後の新聞記事は確認できなかったため、『山形県史』などを二次資料として補うこととした。また『山形県史 資料編23』より、「生活困窮者と保護行政」の節から主に、当時の行政文書や県内各市町村史料、『山形新聞』による新聞記事などを引用した。

『山形県史 資料編23』より生活困窮と援護活動に関する史料は、1945（昭和20）年は9件（表1）、1946（昭和21）年は28件（表2）、1947（昭和22）年は14件（表3）の計51件であった。

表1 「生活困窮者と保護行政」「医療、福祉体制の振興」資料一覧（1945年）

資料番号	西暦	月	日	資料名（括弧内の番号は参考文献中の資料番号）
1	1945	10	15	(125) 県の失業者13万 さ迷ふ”青白き復員者”
2	1945	10	18	(38) 戦災者、引揚者生活必需物資要支給調ノ件
3	1945	11	9	(39) 戦災者、外地引揚者越冬用品有償供出二関スル件
4	1945	12	1	(30) 戦災者二対スル特殊物件中被服類ノ配分二関スル件
5	1945	12	9	(41) 戦災者、外地引揚者越冬用品特殊物件配給調査方ノ件
6	1945	12	13	(40) 戦災者用品配給二関スル件
7	1945	12	14	(56) 戦災者越冬用衣料配給二関スル件
8	1945	12	20	(57) 戦災者引揚者用木炭特配二関スル件
9	1945	12	24	(42) 戦災者援護二付テ

表2 「生活困窮者と保護行政」「医療、福祉体制の振興」資料一覧（1946年）

資料番号	西暦	月	日	資料名（括弧内の番号は参考文献中の資料番号）
10	1946			(111) 昭和21年度上山町厚生活動
11	1946	1	15	(43) 戦災者、外地引揚者二恩賜ノ真綿交付二関スル件
12	1946	1	26	(44) 戦災者、外地引揚者越冬用真綿チョッキ配分について
13	1946	2	4	(45) 戦災者越冬用特殊物件配分協力員選定ノ件
14	1946	2	8	(46) 戦災者、外地引揚者越冬用品配分割当書送付ノ件
15	1946	4	24	(31) 外地引揚民認定二関スル件
16	1946	5		(47) 戦災者、引揚者其他生活困窮者等の援護並復興資金募集に関する趣意書
17	1946	5	7	(63) 満州在住邦人の引揚げ
18	1946	5	23	(114) 山形市民生援護会々則

19	1946	6		(64)満州引揚者に尾花沢元兵舎開放
20	1946	6		(72)母国の土踏む引揚者
21	1946	6	11	(61)引揚満州開拓民の援護に関する件
22	1946	6	15	(60)満洲開拓団員並家族数調
23	1946	6	17	(48)外地引揚者、戦災者、一般生活困窮者援護『布地』配分に付て
24	1946	6	27	(32)引揚者並戦災者用蚊帳其ノ他割当に就て
25	1946	7		(115)困窮者の全面救済 山形授産協会乗り出す
26	1946	7	1	(49)外地引揚者、戦災者蚊帳長の配給に付て
27	1946	7	20	(50)海外引揚者懇談会開催に就て
28	1946	7	20	(51)海外引揚者に恩賜の真綿交付に就て
29	1946	8	11	(33)引揚者保証責任更生産業 信用販売購買利用組合定款 抜粋
30	1946	8	14	(65)南満州引揚げにつき山形世話部発表
31	1946	9	14	(52)生業資金貸付申込受付に付て
32	1946	10	10	(367)山形県生活保護法施行細則
33	1946	10	26	(53)余裕住宅の範囲変更に係る届出に関する件
34	1946	11		(62)満洲、樺太、千島等に在留する同胞の引揚促進運動に就て
35	1946	11	6	(54)海外引揚同胞援護強化国民運動の実施に就て
36	1946	11	7	(116)軍人軍属子弟二対スル学資補給二関スル件
37	1946	11	28	(122)(山形市)経済安定対策について

表3 「生活困窮者と保護行政」「医療、福祉体制の振興」資料一覧（1947年）

資料番号	西暦	月	日	資料名（括弧内の番号は参考文献中の資料番号）
38	1947~49			(366)厚生行政の概況
39	1947	1		(34)引揚者要求貫徹問題二関スル講演会開催ノ件通知
40	1947	1		(118)公益質屋について案内
41	1947	1	17	(117)民生委員事業推進資金納入方に就て
42	1947	1	31	(119)生活保護法第6条による施設の指定
43	1947	2	5	(35)引揚者等越冬用寝具購入費の金融緊急措置令上乃取扱に関する件
44	1947	2	12	(37)寝具窮乏者用布団綿(藁)供出運動実施について
45	1947	2	15	(36)引揚者用包布(布団皮)配給について
46	1947	2	21.27	(55)傷病者援護寄附協助力について
47	1947	3		(123)経済安定山形市推進委員会規定案
48	1947	3		(124)山形市民実施事項
49	1947	7		(368)民生委員執務要諦
50	1947	10	31	(379)山形県社会事業共同募金委員会規約(コミュニティーチェスト)
51	1947	11	5	(120)新生寮の指定追加

出典：山形県（2002）『山形県史現代資料社会・文化編 資料編23』

『讀賣新聞』より生活困窮と援護活動に関する記事は、1946（昭和21）年1月～6月は24件（表4）、1946（昭和21）年7月～12月は47件（表5）、1947（昭和22）年1月～6月は14件（表6）、1947（昭和22）年7月～12月は26件（表7）の計111件であった。

表4 『讀賣新聞』 新聞記事一覧 (1946年1月～6月)

資料 番号	西暦	月	日	タイトル(記事)
1	1946	1	9	在外引揚同胞救済資金募集
2	1946	1	20	戦災救済品未配給無責任な怠案
3	1946	1	22	在外引揚同胞救済資金募集演藝大會
4	1946	2	12	優良社会事業團體に内帯金
5	1946	3	21	大きな屋敷はゴロゴロ 打つ手はないか、酒田の住宅難
6	1946	3	21	無料宿泊所引揚民へ救ひの手
7	1946	3	21	求人がない中學卒業生はダメ
8	1946	3	26	生活権擁護に起つ罹災疎開共助聯盟生る
9	1946	3	27	米の一握、供出運動展開 生活困窮者援護に縣が乗出す
10	1946	4	17	簡易住宅五十戸 価格は二千八百圓程度
11	1946	5	7	法外に高い手数料 引揚同胞の財産申告
12	1946	5	7	戦災引揚者互助會 酒田在住四千名が結成
13	1946	5	7	簡易アパート山形でつくる
14	1946	5	8	問題の援護資金 天降り募集に非難の聲
15	1946	5	16	生活難の四百世帯 気の毒な外地引揚者
16	1946	5	22	縣下の要救護家庭
17	1946	5	22	米澤戦災者引揚者互助會生る
18	1946	5	23	失業者の實態調査 縣勤勞課が下部組織を動員
19	1946	5	23	酒田市戦災者引揚者互助會生まる
20	1946	6	5	縣生必需物資受給協議會
21	1946	6	11	宿泊所や相談所を 海外引揚者へ救ひの手
22	1946	6	11	同情あつまる 酒田市戦災引揚者互助會へ
23	1946	6	11	本縣復員六万五千
24	1946	6	12	三百世帯が泣く 山形市の住宅難に寺院利用の手

表5 『讀賣新聞』 新聞記事一覧 (1946年7月～12月)

資料 番号	西暦	月	日	タイトル(記事)
25	1946	7	9	住宅難の七千八百世帯 米澤に見る気の毒な海外引揚同胞
26	1946	7	11	警官の生活實態調べ
27	1946	7	31	扶助料を値上げ 引揚、戦災者などを優遇
28	1946	8	3	縣引揚開拓民生聯盟生る
29	1946	8	4	歸國の車中で愛兒は逝く 引揚母子に“港都酒田”の同情
30	1946	8	9	餘裕住宅の開放 新庄町で乗り出す
31	1946	8	10	縣授産協會發足
32	1946	8	13	母子寮を新設
33	1946	8	14	授産協會役員
34	1946	9	6	失業者五千人使ふ 東南置賜の災害復舊工事
35	1946	9	19	借家人組合を結成 住宅開放山形市民大會
36	1946	9	22	二千名に委嘱 民生委員
37	1946	10	2	“家なき子”は朗か 輝寮の五人へフトン届く
38	1946	10	9	外地引揚者へ警察が一役 生業の斡旋其他に温い救ひの手
39	1946	10	13	暫定豫算千百萬圓を計上 社会保護事業始まる

40	1946	10	13	引揚者が「産組」設立 縣も確實性のものは認可
41	1946	10	13	最上郡引揚者信用販賣購賣利用組合
42	1946	11	14	引揚者義捐金五万圓集る 山形市内中等學生の街頭献金
43	1946	11	17	新規事業に期待 失業者の救済対策
44	1946	11	17	引揚者へ木炭
45	1946	11	17	民生委員近く決定
46	1946	11	17	續々出来る 温い住み家
47	1946	11	20	引揚者の街頭献金
48	1946	11	22	團結して更生 鶴岡戦災、引揚者が握手
49	1946	11	27	引揚者の貸出し簡易化
50	1946	11	30	民生委員詮衝終る 千六百九十四名へ辭令交付
51	1946	11	30	引揚者住宅に”斷”
52	1946	11	30	ヨイコが引揚者慰問
53	1946	12	8	貸付額を十倍増す 一口百圓 一世帯五百圓
54	1946	12	8	民生委員の事務講習會
55	1946	12	8	酒田の引揚者へ木炭贈る
56	1946	12	8	引揚同胞越冬資金募集觀劇會
57	1946	12	11	引揚孤兒を救う 縣が全國へ親權者を捜査
58	1946	12	11	酒田地方樺太引揚新生會生る
59	1946	12	11	恩賜郷倉を開放
60	1946	12	11	引揚同胞越冬資金募集觀劇會
61	1946	12	13	引揚者へ生業扶助金
62	1946	12	13	引揚者が木炭の特配迫る
63	1946	12	14	学童の衣類募集
64	1946	12	14	新生寮ら開放 酒田引揚者へ
65	1946	12	14	民生委員が街頭へ 師走の援護強調運動展々
66	1946	12	18	引揚者の産組生る
67	1946	12	18	傷痍者の更生工場
68	1946	12	19	復員者へ”共助”の手
69	1946	12	19	知事へ最低生活權を要求
70	1946	12	20	縣に失業対策實施本部
71	1946	12	27	外地引揚者へ 毛布を無償配給

表6 『讀賣新聞』新聞記事一覧（1947年1月～6月）

資料 番号	西曆	月	日	タイトル(記事)
72	1947	1	8	廊下が子供の遊場廣い神社、寺院の一部開放も未だし 引揚者住宅難の巻【1】
73	1947	1	9	鶴岡に生活対策委員會設置
74	1947	1	9	引揚者へ家屋
75	1947	1	18	要救済者全部へ救いの手 引揚者は一年間保護費を負擔
76	1947	1	23	要保護者は大半引揚者
77	1947	1	31	まだ足らぬ引揚者住宅
78	1947	2	9	引揚者へ衣料配給
79	1947	3	6	生活、助産扶助料引上げ 縣が經濟事情に變化に對應
80	1947	3	7	民生委員連盟を根本的に改組
81	1947	4	10	海外引揚者へ救ひの手

82	1947	4	10	民生援護会事業
83	1947	4	15	児童福祉週間 五月五日から
84	1947	5	8	民生保護を強化 まず市町村の委員増加
85	1947	5	22	児童愛護標語入賞者

表7 『讀賣新聞』新聞記事一覧（1947年7月～12月）

資料番号	西暦	月	日	タイトル(記事)
86	1947	7	17	生活扶助料を増額
87	1947	7	17	生活困窮者へ貸出し
88	1947	7	18	強要は行すぎ 援護会の寄付
89	1947	7	22	鶴岡に授産場
90	1947	8	5	四市一町民生委員会
91	1947	8	15	天皇陛下・きょう本縣お成り 舊盆にお待ちする縣民 食料増産、民生援護状況をご視察
92	1947	9	9	更生の戦災孤児への饗宴
93	1947	9	17	樺太引揚者の宿舎に大苦心
94	1947	9	20	一町内から一戸 鶴岡市の余裕住宅提供
95	1947	10	10	薄幸の人々を救いましょう 来月“国民助け合い運動”を展開
96	1947	10	29	募金目標は千万円 縣社会事業共同募金委員会設置 国民助け合い運動
97	1947	11	8	民生委員会で事務局設置
98	1947	11	16	募金の具体策決る 縣社会事業共同委員会
99	1947	11	20	四市廿二町へ授産場新設 経営は市町村で失業女性を指導
100	1947	11	21	米澤の要援護者調べ
101	1947	11	22	国民助けあい運動 座談会
102	1947	11	25	きょうから助け合い運動
103	1947	11	27	始まった！たすけあい運動
104	1947	11	27	鶴岡で授産事業起す
105	1947	11	29	引揚げ婆さんも一役買う 酒田の街頭募金はまず好調
106	1947	12	6	山形母子寮建設本■り(■は解説不明)
107	1947	12	9	刺繍内職で月収八百円 たすけ合い座談会が実を結ぶ
108	1947	12	11	引揚者へ温い越冬物資特配
109	1947	12	12	助けあい運動の懸賞入賞者
110	1947	12	18	樺太引揚者山形へ
111	1947	12	25	募金箱神前に備付

収集できた史資料をもとに、山形県内における1945（昭和20）年から1947（昭和22）年における3年間の県内の生活困窮と援護活動の実態について取りあげた史資料を調査し、時系列的に整理分析した。そのうえで、戦後混乱期における生活困窮と援護活動が一定の地域においてどのように行われていたのか、山形県における生活困窮と援護活動の実態について考察した。

用語の使用について、歴史的史資料を基本文献としたことにより、現在ではその使用を慎まなければならない表現（旧字体の使用など）があり、今日では

不適切と思われる用語だが歴史的事実としてありのまま使用することとする。また、新聞記事等からの引用において、■は解読不明の文字にあたり、記事の選定にあたっては個人が特定されないように配慮した。

3. 戦後混乱期における山形県の動向

(1) 1945（昭和20）年頃の生活困窮者の状況

戦争末期の山形県は、軍事工場の緊急疎開や東京などの大都市からの集団疎開、そして敗戦を迎えると復員軍人や海外引揚者がいっせいに帰郷したこともあり、県人口は108万3,569人（昭和19年）から132万635人へと急増した。混乱期のなかでの急激な人口増加は様々な問題を発生させたとされる。¹⁵

県の産業別人口では農業人口が、32万1,000人（昭和5年）であったのが、36万6,000人（昭和22年）に増加した。これは、復員や引揚者の多くが、帰郷したものの安定した職に就けず、食糧確保のために農業者に転向したとされる。農業者は山形県産業人口60万2,000人の61%を占めるなど、農業従事者数の数値の高さが見られた。¹⁶しかしながら、東北地方では1945（昭和20）年の終戦の年が冷害による凶作で、山形県でも米の総生産高が例年の25%減収となるなど、農村では山の笹の実で主食を補うところも多かった。¹⁷このように戦後社会は、直接的間接的にも戦争の犠牲となって貧しい生活に追い込まれた人々が多かった。¹⁸

1945（昭和20）年11月5日付の『山形新聞』に、「県の失業者13万 さ迷ふ“青白き復員者”」¹⁹と題する記事が掲載された。記事の内容はつぎのとおりである。

「冬迫る晩秋に失業者の洪水は、ますますかさみ灰色の北風は深刻に巷を吹きまくる。県勤労課で調査した去月15日現在の失業者現在数は、

¹⁵ 横山昭男・菅田慶信・伊藤清郎・渡辺信（1998）『県史6 山形県の歴史』、山川出版社、p.297。

¹⁶ 前掲書、p.298。

¹⁷ 前掲書、p.296。

¹⁸ 山形県編纂（2003）『山形県史 第六巻 現代編 上』、山形県、p.415。

¹⁹ 山形県（2002）『山形県史現代資料社会・文化編 資料編23』「山形新聞」昭和20年11月5日、山形県、p.91。

復員軍人 18,447
工場よりの離職者 24,948
引揚民 1,744
その他 1,318
計4万6,458人

で今後の失業見込数は

復員軍人 66,517
工場よりの離職者 58,236
引揚民 2,691
その他 6,304
総計13万3,748人

と推定されるが、この数字は官庁資料であるから実際の失業者はもっと多数に及ぶものとみられ、今後の深刻さを窺ふことが出来る。15日現在までに各勤労署の窓口で受付けた求職者は5,291名で、これに対し就職者は2,257名と5割弱に達してゐるが、失業者4万6,458名に比すれば何と5%にも満たないといふ実に惨めな数字を示してゐる。殊に求職者は家族持の中年者が大部分を占め、20代の若い復員者は最初からあきらめてゐるものか、職場を求め歩くことすらもしてない無気力さは、全く憂慮に堪へない状況である。勤労署の弁によれば、

復員者は全部事務系統を好み、筋肉労働を嫌ふので深刻な就職難は、彼ら失業者自ら造るのだといはれてゐるが、官庁をはじめ各事務所、工場、事業場側が現在のところ足踏み状態にあるといふところにも求職者をはばむ窄き扉があるのだ。」(山形県, 2002, P.91)

しかしながら、失業者数の合計は「不整合である」と資料編者は指摘している。

そしてその3日後に発表された『昭和20年11月戦災者、外地引揚者等援護ニ関シ(綴)』において「戦災者、引揚者生活必需物資要支給調ノ件 1945年

10月18日²⁰が通知された。そこには、「至急」という見出しがあり、急を要する内容であった。

「至急

昭和20年10月18日

山形市長大内有垣 印

七日町第十二町内会町殿

戦災者引揚者生活必需物資要支給調ノ件

曩ニ貴町内会ヨリ一括提出有之タル首題ノ件ニ関シ迫リ来ル寒冷ヲ前ニ困窮ノ戦災者、引揚者ノ援護ニ万全ヲ期ス可ク本市ニ於テモ鋭意諸物資ノ調達ヲ致居候処若干ノ生活用品入手ヲ見タルヲ以テ早急ニ適正公平ヲ期シ支給ヲ致度候条左記ニ依リ至急調査ノ上報告相煩度此段及依頼候也

左 記

- 一、支給物資数量限定アルニ付後記貴町内会調査ニ依ル氏名欄ニ隣組長ト協議ノ上苟クモ情実等ヲ加ヘズ厳正公平ナル判定（甲、乙、丙）ヲセラレタシ
 1. 甲ハ無縁故者又ハ縁故者有リト云ヘドモ全ク調達モ借受ケモ出来ズ現在生活ニ支障アリト認定スルモノ
 2. 乙ハ縁故先ニ於テ一部調達セルモ他ニ支給ヲ要スル必要アリト認定スルモノ
 3. 丙ハ縁故先ニ疎開又ハ引揚ヲナシ生活用品ノ調達又ハ借受ヲナシ差当リ困却セザルモノト認定スルモノ
- 二、既ニ本市ヨリ支給ヲナシタル物資ニ付テハ「赤字」ヲ以テ表ハシ置キタルニ依リ判定ノ際参考ニ資セラレタシ
- 三、町内会ヲ經由ズニ個人ノ申請アリタルモノハ一応返戻シタルニ付報告書提出ノ場合追加セラレタシ
- 四、備考欄ニハ戦災者引揚者ノ別諸物資ノ無償交付ノ必要ノ有無等記載セラレタシ

²⁰ 前掲書、山形市七日町第十二町内会「昭和20年11月戦災者、外地引揚者等援護ニ関シ（綴）」横山昭男氏所蔵、p.29。

五、該報告ハ10月23日迄山形市役所疎開援護課必着ニテ届ケラレタシ。右
期日迄報告無キ場合ハ該当事無キモノトシテ処理スルコトアルベシ」
(山形県, 2002, P.29)

1945(昭和20)年11月の生活実情調査になると、山形県内の要援護世帯は
総数10万9,012人にのぼった。そのうちもっとも多かったのは戦災者3万7,669
人、次いで在外者留守家族2万4,768人、一般困窮者1万5,614人などであった。²¹
このような戦災者、引揚者、復員者などに対する援護運動も実施されたが、経
済的に自立することができず、日常生活の保護を必要とするものも少なくな
かった。²²その後生活困窮者を保護し、国民として最低の文化生活を保障し、
また職業の自立を図るために、生活保護費だけでなく保護施設や授産施設など
の設置も県内に見られることになった。²³

総じてこの時期の社会問題は、要援護世帯に戦災者、引揚者などのほか、離
職者、一般生活困窮者が多いことは山形県内でも同様であった。²⁴

(2) 1946(昭和21)年頃の援護活動の取組み

同年9月の旧生活保護法の公布のもと、生活困窮者の最低限度の生活維持の
ための保護をはかることになった同年から2年後の1948(昭和23)年8月の時
点で、県内の生活困窮対象者は9,318世帯3万1,207人にのぼった。これは、終
戦直後の要援護世帯数(人数)から比較して約三分の一となった。戦災者、在
外者留守家族、復員軍人などでの減少が見られたが、外地引揚者、軍人遺族な
どが占める割合は依然として多かった。特に、外地引揚者と一般生活困窮者の
数はほとんど変わらず、要保護者の約半数以上を占めた。翌年1947(昭和22)
年9月になると、要保護者数は約5,000人減少するが、生活困窮者の世帯数(人
数)はほとんど変化が見られなかった。生活困窮の主な世帯内訳は母子家族が
最も多く、次いで病弱者、多子家族などが多かった。²⁵このような生活困窮状

²¹ 山形県編纂(2003)『山形県史 第六巻 現代編 上』、山形県、p.21-p.22。

²² 前掲書、p.415。

²³ 前掲書、p.417。

²⁴ 前掲書、p.21-p.22。

²⁵ 前掲書、p.21-p.22。

況に應えるため、県内でも援護団体の活動が開始された。『山形の社会福祉四十年』によれば、同年2月県内の軍人援護会を解散し、各市町村に新たに「民生援護会」が発足し²⁶、また『山形県民生委員の歩み』によれば、同年4月に方面委員や社会事業団体に呼びかけて「山形県同胞援護会」が設立された。²⁷

1946年5月23日に出された『昭和15年12月規定規則綴』²⁸には、例えば山形市の民生援護会の会則を見ることが出来る。

山形市民生援護会々則

- 第1条 本会ハ山形市民生援護会ト称シ事務所ヲ山形市役所内ニ置ク
- 第2条 本会ハ隣保相扶ノ精神ニ基キ各種援護事業ヲ通ジ国民生活ノ安定確保ヲ図ルヲ以テ目的トス
- 第3条 本会ハ会員組織トシ山形市ニ居住スル全世帯主ヲ以テ会員トス
- 第4条 本会ハ第2条ノ目的ヲ達成スル為左ノ事業ヲ行フ
- 一、隣保相扶ノ道義心並ニ之ニ基ク援護精神ノ振作高揚
 - 二、戦災者外地引揚者及復員者ノ援護
 - 三、一般生活困窮者ノ援護
 - 四、児童保護並ニ青少年ノ教護
 - 五、要援護者ノ身上相談及精神指導
 - 六、生活必需物資ノ調達配布並斡旋
 - 七、其ノ他本会ノ目的達成ニ必要ナル事業
- 第5条 本会ノ経費ハ会費、補助金、助成金、寄附金其ノ他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツ
- 第6条 本会ノ資金及歳計現金ハ郵便官署又ハ確實ナル銀行ニ預入レ適當ナル方法ヲ以テ管理ス
- 第7条 本会ノ予算ハ評議員会ノ議決ヲ経テ之ヲ定メ決算ハ其ノ認定ニ付スルモノトス

²⁶ 山形県社会福祉協議会記念誌編集委員会（1992）『山形の社会福祉四十年』、山形県社会福祉協議会、p.2。

²⁷ 山形県民生児童委員協議会（1987）『山形県民生委員の歩み』、山形県民生児童委員協議会、p.55。

²⁸ 山形県（2002）『山形県史現代資料社会・文化編 資料編23』山形市七日町第十二町内会「昭和15年12月規定規則綴」横山昭男氏所蔵、山形県、p.86。

第8条 本会ノ会計年度ハ毎年4月1日ニ始マリ翌年3月31日ニ終ル

第9条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会長 1名 評議員 若干名

副会長 2名 委員 若干名

理事 若干名 婦人相談員 若干名

第10条 会長ハ市長ヲ以テ之ニ充ツ

副会長ハ市助役及市会議長ヲ以テ之ニ充ツ

理事ハ氏主管課長方面委員及本事業ニ密接ナル関係ヲ有スル官公吏其ノ他適當ナルモノニ付会長之ヲ委嘱ス

理事中1名ヲ常任スルコトヲ得

評議員ハ市議員町内会長其ノ他適當ナルモノニ付会長之ヲ委嘱ス

委員ハ町内会長、学校教職員、神職、僧侶、医師、弁護士、保健婦其ノ他適當ナルモノニ付会長之ヲ委嘱ス

婦人相談員ハ町内会長毎ニ1名以上会長之ヲ委嘱ス

第11条 会長ハ本会ヲ代表シ会務ヲ統括ス

副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス

理事ハ会長ノ諮問ニ応ヘ会務ヲ掌理ス

評議員ハ本会ノ重要事項ヲ評議ス

委員ハ会長ノ命ヲ承ケ理事ニ協力シ特殊ノ会務ヲ執行ス

婦人相談員ハ主トシテ要援護者中ノ婦人ノ援護指導ニ当ル

第12条 本会ノ役員ハ名誉職トシ特定ノ官公職ニアル故ヲ以テ役員タル者ヲ除キ任期ハ2年トス

但シ再任ヲ妨ゲズ補欠ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第13条 本会ニ主事、書記、其ノ他ノ職員ヲ置キ庶務ニ従事セシム

職員ハ会長之ヲ命免ス

第14条 役員ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄ハ仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第15条 評議員会ハ毎年1回之ヲ開キ必要アルトキハ隨時之ヲ開催ス

第16条 評議員会ノ議決スベキ事項左ノ如シ

- 一、歳入歳出予算
- 二、歳入歳出決算ノ認定
- 三、財産ノ管理造成及処分
- 四、会則ノ改廃
- 五、其ノ他本会ノ事業遂行ニ重要ナル事項

第17条 評議員会ノ議事ハ出席員過半数ヲ以テ之ヲ決ス。可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第18条 評議員会ニ於テ議決スベキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ評議員会ヲ招集スル暇ナシト認ムルトキハ理事会ノ議ヲ経テ会長之ヲ専決スルコトヲ得

前項ニ依リ専決シタル事項ハ次ノ評議員会ニ報告スベシ

第19条 前各条ニ定ムルモノノ外運営ニ関シ必要ナル細則ハ会長之ヲ定ム

第20条 本会ニ山形市民生援護相談所ヲ置ク。其ノ規定ハ別ニ之ヲ定ム

附 則

本則ハ昭和21年5月23日ヨリ之ヲ施行ス

(山形県, 2002, P.86)

同年1月9日付の『讀賣新聞』に、「在外引揚同胞救済資金募集」の広告が掲載された。この広告の隣の欄には、「救済資金公募と併行し左記要項に依り演藝大會を開催」という宣伝も掲載された。「入場料の全額を恩賜財團戦災援護會の基金に充て」とし、一種のチャリティイベントであった。開催期間は「◇期日 一月十五日より同廿五日まで」の約1ヶ月半の間、「◇場所 浦和、平、盛岡、弘前、秋田、山形、福島、他に宮古、釜石、大館の中一ヶ所」と全国各地で開催し、山形県もその開催地としてあがっていた。演藝大會は、浪曲や歌謡曲、軽音楽、漫才、落語などが披露され、これらの催しは読売新聞社と恩賜財團戦災援護會の合同開催で行われた。²⁹

県内においても引揚者への救済を募金という形で盛り上げようとする動きが

²⁹ 『讀賣新聞』1946年1月9日朝刊2ページ「在外引揚同胞救済資金募集」「救済資金公募と併行し左記要項に依り演藝大會を開催」。

出始めたのち、今度は共助的な動きが見え始める。同年3月26日付には、「生活権擁護に起つ 罹災疎開共助聯盟生る」と題し、「最上郡舟形村の疎開者の三百七十世帯によつて罹災疎開共助聯名といふのが誕生」したという。東京からの疎開者が罹災によりすぐに東京へ戻ることができず、長期間にわたり山形県舟形村（現：舟形町）への滞在者が増え続けた。当初は、「疎開もの」という特別扱いを受けていた一面も見られたが、このまま相互に不仲になってしまうことを懸念し、疎開者も地元村民も互いに協力する方向へと向かうことになる。「自力更生食糧増産」「明朝配給確立と生活権擁護」という二つの目標を掲げ、疎開者の生活権を確立することを目指した。舟形村がある最上郡をはじめ、山形県内のすべての疎開者にも同様のことを呼びかけ、横のつながりを強固にするための組織化を図っていった。疎開者同士がつながりを持ち、また地元の県民とも団結して目標を達成するこの動きは山形県内では初のこととして注目されたのであった。³⁰

終戦直後は深刻な食糧危機があり、当時の山形県の米は首都圏や北海道に配給されていたため、割り当てどおりに米が供出されなければ、長期の遅配や欠配となり、配給先の地域にとっては死活問題になるほどの重要な配給となっていた。それに倣い、県内でも地元の生活困窮者へ、助け合いの米の「供出」運動が展開された。同年3月27日、「米の一握、供出運動展開 生活困窮者援護に縣が乗出す」と題し、「縣では生活困窮者援護のため給食宿泊設備を急ぐ」とし、具体的には「カンパン六万キロ、家庭常備薬五千個」を生活困窮者へ配給することになった。このほか、理髪代や銭湯代についても理髪組合や銭湯組合と協議して廉価で提供するようにつけあつたりもした。また、同県米沢市では「主食不足をなげいて戦災者六人家族の主人が自殺した事件」を起したことを契機に、「米の一握り供出運動も即時開始することになつた」とあるように、生活困窮者への食料や生活環境への支援が実施された。³¹

食料や生活環境の支援から、支援が必要な引揚者への相談所の開設や宿泊所の提供など支援方法が変化していった。6月11日付「宿泊所や相談所を 海外引揚者へ救ひの手」の記事では、海外引揚者の増加に対応し、「縣では生活費

³⁰ 『讀賣新聞』1946年3月26日朝刊2ページ「生活権擁護に起つ 罹災疎開共助聯盟生る」。

³¹ ————— 1946年3月27日朝刊2ページ「米の一握、供出運動展開 生活困窮者援護に縣が乗出す」。

の斡旋、医療救済、生活必需品の給與、就職斡旋など援護の全きをはかつてみる」とし、金銭的給付、医療支援、物資支援、就職支援と支援の幅の広がりを確認することができる。6月6日に山形駅前へ設置された「海外同胞引揚者相談所」は、米沢、新庄、酒田の三つの駅前にも同相談所が設置された。さらに、酒田、余目に一時宿泊所を新設して、住居に困る引揚者を収容するなどして住の支援を実施していった。6月12日には、山形県庁にて北海道・東北地方の援護事務主任会議を開き、引揚者への家財道具として台所用具や茶器、雨傘など9万点について配分方法を決定した。³²

この時期は、引揚者の生活困窮内容においても特に住宅確保が困難であった。この問題を解決するため、様々な支援活動が取り組まれた。6月12日には、「三百世帯が泣く 山形市の住宅難に寺院利用の手」という記事が掲載された。「住宅難の聲は復員及び引揚者の増加とともにいよく切実となり、山形市の場合などは食糧目あての一時的疎開者も加はつて三百世帯が住居難に泣いてゐる」とあり、少なくとも300世帯にわたり住宅難問題を抱えていたことがわかる。当時の住宅環境としては、「一室に二世帯以上の人たちが一人一室もまだくぜいたくな方で」あるくらいの状況であった。そこで、「余裕家庭」と呼ばれる住宅からの提供協力を期待していたほか、行政では「簡易住宅の建設料亭及び遊郭、工場寄宿舎等の開放やアパート改造の手を打つと共に、大邸宅の開放を徹底的に行」うことにしたほか、「戦時中東京都の無團學帝六百廿名もの収容能力のあつた各寺院施設活用に強力な手を打つ方針」とし、寺院を利用することで住宅難問題に対応する支援策も打ち出した。³³

だが、この住宅難については1947（昭和22）年1月31日付の『讀賣新聞』の「まだ足らぬ引揚者住宅」³⁴の記事においても、問題は継続していることがわかる。

「縣では引揚者その他家なき人々の住宅問題を解決するため全縣でどれ位の住宅が不足しているかを調査中だつたがこのほどまとまつた

³² 『讀賣新聞』1946年6月11日朝刊2ページ「宿泊所や相談所を 海外引揚者へ救ひの手」。

³³ ———— 1946年6月12日朝刊2ページ「三百世帯が泣く 山形市の住宅難に寺院利用の手」。

³⁴ ———— 1947年1月31日朝刊2ページ「まだ足らぬ引揚者住宅」。

これによると七、六五五家族、二四、四一〇人が住宅難のため暗いみじめな生活を送っているが、引揚者は今後ますます増加してくるので目下の家屋の不足状態では焼石に水の有様となっている

なおこの家なき人達のうち目下家改造をいそいでいる上山開拓収容所ほか八施設に収容しうるものは一、五〇四戸、一〇、四四一人で、残りの五、〇七五家族。一四、〇〇〇人は将来の住宅対策に大きな新らしい手を打たない限り、春めぐれども依然としてわびしい生活を送らねばならぬわけ」
(讀賣新聞社、1947年1月31日付)

そして、この「余裕家庭」について、山形市では畳数に応じて住宅環境の範囲の変更の通知があった。1946（昭和21）年10月26日付の「余裕住宅の範囲変更による届出に関する件」³⁵である。

収社会第225号

昭和21年10月26日
山形市長 大内有垣

各町内会長
(各隣組長) 殿

余裕住宅の範囲変更による届出に関する件

余裕住宅については曩に届出をしていただきましたが、今般県に於ては余裕住宅の範囲を変更（縮減）して之が利用の強化を期することになりましたから余裕住宅の該当者（既に届出のものは差支ない）は左記御諒知の上11月5日まで届出せしめ各町内会毎に取纏めの上市社会課に提出相成様御取計ひ下され度

記

一、今般変更された余裕住宅の範囲は10月15日山形県告示第450号で次の通り定めたので当日現在其の範囲を越ゆる住宅の占有者（借家の場合は借家人）は必ず届出ること（届出は市社会課にありますから必要部数を通知して下されば御届致しますから御連絡して下さい）

³⁵ 山形県（2002）『山形県史現代資料社会・文化編 資料編23』山形市七日町第十二町内会「昭和20年度往復文書綴」横山昭男氏所蔵、山形県、p.37。

世帯構成人員に対する畳数が左表を超ゆるもの

世帯構成人員 畳数

1 人の場合 10 枚

2 人の場合 16 枚

3 人の場合 22 枚

4 人の場合 26 枚

5 人の場合 30 枚

6 人の場合 34 枚

7 人の場合 38 枚

8 人の場合 42 枚

9 人の場合 46 枚

10 人の場合 50 枚

11人以上の場合 10人の場合の畳数に1人をます毎に3枚を加へたる枚数

二、右の畳数が半畳でも超ゆる時は余裕住宅に該当し届出ることになるが貸付の場合は其の住宅の構造を勘案して決定するので届出たから必ず貸付になると云ふことはありませんから其の点お含みの上届出の漏れない様にする

三、届出のない場合又は虚偽の届出を為したるものは処罰されることとなりますから届出の義務は怠らぬ様十分注意のこと

四、現在の居室を事務所とか店舗等他の用途に変更するは「臨時建築制限令」に依り知事の許可を要するから勝手に変更することは出来ませんから留意のこと

五、余裕住宅の所有者若は占有者に於て県又は市の承認なく任意に貸付をしないこと

六、届出期日前後に県並市より直接参上して実情を臨検することになってゐるので周知方御取計ひ下さい

以上

(山形県, 2002, P.37)

(3) 1947 (昭和21) 年頃の授産施設の開設

同年における県内の特徴的な動きとしては、旧生活保護法の運営上の課題に対応する動きがあったことや、授産施設の設置などがあった。それは、1946

(昭和21)年7月25日付『山形新聞』の「困窮者の全面救済 山形授産協会乗り出す」³⁶の記事からもみることができる。

「戦災者、引揚者又一般生活困窮者など要援護者は現在3万4,000近くの世帯、約12万5,000名に達してゐるが、このうち約1万600名が就職の斡旋を求めてゐる。県、関係当局並に民間団体では極力その救済援護にあたってゐるが、さらに県下35ヶ所の各種授産所の施設の機能を全面的に發揮するとともに相互に密接な連繋を保ち生活困窮者の授産援護にのり出すことになり、その名も山形授産協会と称し事務所を県社会課に置き会長には、村山知事、副会長には内務、経済の両部長を推し各授産所長が理事となり要援護者の再起、福利厚生にのりだすことになった。

会員としては知事の指定する公共性のある授産所が含まれ現在県下に35ヶ所あり、会員には極力引揚者、戦災者などを採用して仕事を与へ、製産品はこの協会が買上げ生活困窮者に配給するか他のものと交換してその方面に振り向ける計画である。

これに関し26日午後1時から山形市の同胞援護会縫製授産所で長崎ミシン授産所長、鶴岡木彫所長、酒田市授産所長、米沢市国民共同授産所長、山形市中央授産所長、私立鶴岡国民共同勤労作業所長集合して第1回設立準備会を開くことになってゐる。」(山形県、2002、P.87)

同年4月10日付の記事「海外引揚者へ救ひの手 引揚者は一年間保護費を負担」によれば、県教育民生部は「要救済者は一人ももれなく保護の手を差し伸べること」と関係先に通知した。これは、旧生活保護法が制定されたものの、その後の法の運営上いくつかの課題も表面化されてきていた。今後の本法運営上の注意点として、本記事では①「引揚者で居住一年未満の者は一年に達するまで保護費を縣で負擔する、保護施設に収容された引揚者は収容後一年を経過しても保護費は縣で負擔する」とし、引揚者への行政負担割合を広げたこと、②「生業扶助(千円の就労助成金)を引揚者全部に對し一律に支給して貰いた

³⁶ 前掲書、「山形新聞」昭和21年7月25日、p.87。

いとん要求があるがこれは法の趣旨からみて適当でなく支給するのは引揚者中の本法による保護該当者で生業扶助を眞に必要とする者に限定する」とし、生業扶助費の普遍主義的な分配ではなく、該当者を選別して分配を優先すること、③「農山漁村方面では相当の漏給がある模様なので常に社会調査を行い防止をはかる」とし、農山漁村における漏給防止の調査実施について言及している。³⁷

また同年11月20日付には、授産施設に関する記事「四市廿二町へ授産場新設 経営は市町村で失業女性を指導」が掲載され、山形県初の授産施設の誕生となった。その趣旨は、「生活困窮者に生業の道をあたえ平和産業の進展をはかるため」とし、山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市の四主要都市のほか、県内の主要町村22町村に授産所を設置するものであった。市町村が経営主体となり、200万円規模の予算となった。授産の内容は「失業女性を対象」として織物、編物、縫製などによる生産活動を計画し、各市町村代表者とともに授産種類や経営方法などの検討にあたった。³⁸

主要都市のうち鶴岡市の授産場の設置までの経緯については、以下の新聞記事に詳細が掲載されている。「鶴岡に授産場」(1947年7月22日付)³⁹には、「同胞援護会田川支会では戦災者や引揚者に職を与えようと四十万円の予算で授産場を設置することになった 授産場は鶴岡市上畑町の民家を買収してすでに内部改装を行つており十月早々■業するが木工部と縫製部二つにわかれている、また東田川郡廣瀬村では民生援護会が主体となって同村■■■内にワラ工品の授産場を設けてこのほど■業した」と、民家を改装しての授産場の設置をみることができる。

また別の記事「鶴岡で授産事業起す」(1947年11月27日付)⁴⁰には、「■月ふえる鶴岡市の要生活保護者は十月現在で五百八十世帯、その生活扶助金(一ヶ月分)は卅四万三千円にのぼつている 当局ではこれが根本的解決策として定収の道を整えるため木工や簡易作業による増産事業を起すことになり計画している」とあり、要保護者の統計的数値を把握しながら授産場設置の計画を立てるという状況もみることができる。

³⁷ 『讀賣新聞』1947年4月10日朝刊2ページ「海外引揚者へ救ひの手 引揚者は一年間保護費を負担」。

³⁸ —— 1947年11月20日朝刊2ページ「四市廿二町へ授産場新設 経営は市町村で失業女性を指導」。

³⁹ —— 1947年7月22日朝刊2ページ「鶴岡に授産場」。

⁴⁰ —— 1947年11月27日朝刊2ページ「鶴岡で授産事業起す」。

4. 山形県における1945年から1947年頃の生活困窮と援護の動向

以上の分析の結果から、山形県内における1945（昭和20）年から1947（昭和22）年にかけての戦後混乱期と呼ばれる時期における生活困窮状況は、県内の米の総生産高が例年より25%減収し、農村部においては山の笹の実を食して飢えを凌ぐという状況もあった。1945（昭和20）年11月に行われた生活実情調査では、県内の要援護世帯が約11万人となり、そのうち戦災者が約4万人にのぼり生活困窮の対象者としては主であった。そのほか、母子家族などの戦災遺族も生活困窮に陥りやすかった。要保護者数は、1947（昭和22）年までの2年間の間に少々の減少傾向も見られてきたが、大きく変動はなかった。そして、食糧危機の問題のほか、住宅確保が難しい生活困窮の戦災者、引揚者が多かったこともこの時期の特徴であった。

占領軍や国から発令された生活困窮者緊急生活援護要綱や旧生活保護法といった政策が実施されたことで、県内にも生活困窮者への支援の広がりが起こった。具体的には、金銭的給付、医療支援、物資支援、就職支援といった、日常生活に直結する不足を補う支援があったほか、引揚者を対象とした相談所の開設や宿泊所の提供も実施された。宿泊施設には簡易住宅の建設や、料亭、遊郭、工場寄宿舎といった施設の開放、アパートの改築、「余裕家庭」による大邸宅の開放など住宅支援の政策も駆使された。一方で、失業者を対象とした授産施設も山形県内各所に設置されるなど経済的な自立支援を含めた政策の実行が実現されていった。しかしながら、旧生活保護法の運用のなかで、いくつかの課題点も明らかになってきていたことも事実である。

生活困窮者への政策による支援のほか、民間からの支援運動も起こった。1946（昭和21）年には、引揚者への救済資金を目的とした募金活動やチャリティイベント要素を持った演芸大会が催されたりもした。読売新聞社もその開催運営に協力している。

また首都圏から来た疎開者同士のつながり、あるいは疎開者と地元在住者のつながりという活動の動きもあった。「罹災疎開共助聯盟」を立ち上げ、東京からの疎開者と地元在住者との食糧確保と食糧配給に向けた協働・協力という一致した目標を掲げるといった、地域の共助的な取り組みもその支援の一面にあった。

当時は、食糧管理法に基づき食糧流通の統制下が図られ、生産者が政府の指定する集荷機関に米穀を出荷し、統制価格による代金を受領する局面を「供出」と呼んだ。⁴¹それに倣い、県内で食糧や薬を生活困窮者へ配給するといった、自治体レベルでの「供出」運動が展開された。そして食糧に限らず、家財道具の配分や住宅難対策としての寺院の利用、理髪代や銭湯代の廉価化といった地域における助け合いの支援の輪が広がっていたこともこの時期から明らかになった。

上記のような援護活動の基盤づくりが1947（昭和22）年～1949（昭和24）年度の『厚生行政の概況』⁴²の内容へとつながっていることは、「第7章 厚生関係」から生活保護、民生委員制度、更生資金貸付、引揚者援護の各項目の説明からも把握できる。

「一、生活保護」では、「昭和21年10月要保護者の保護を国の責任に於いて、その原因の如何を問わず無差別平等の原則で、生活保護法が施行されその最低生活を保護して来たが、当時の混乱せる社会情勢下に於ける要保護者が2万2,254世帯7万2,934人で、本県総人口に対して5%強の多きを示した。其の後社会秩序の回復と被保護者の自立更生、或いは民生委員の献身的な生活指導によってその数は漸次減少して来た。しかし之に反し物価の騰貴によって保護費の基準額は10回に亘って改正され現在の保護費は1ヶ月約1,500万円に達している」とある。

「二、民生委員の制度」では、「民生委員は生活保護法、児童福祉法、優生保護法等の各種法規に関係する部面について、市町村長の補佐機関として重要な職責を有し、社会調査、養護保護者の訪問を基盤として正しい事実を把握すると共に、要保護者の唯一の相談相手として民生安定のために努力を続けて来たが、昭和23年7月民生委員法が制定され、一段と保護指導が強化されつつある」とある。

「三、更生資金の貸付」では、「海外引揚者、戦災者、その他生活困窮者等の生活再建を図るために、昭和21年度より更生資金の貸付事業を開始し現在ま

⁴¹ 永江雅和（2006）「占領期新潟県の米穀供出問題」『社会科学年報』40巻211-227、p.211。

⁴² 山形県（2002）『山形県史現代資料社会・文化編 資料編23』山形県知事室調査課「山形県政の実態 昭和24年版」昭和25年2月 山形県立図書館所蔵、山形県、p.318。

での貸付件数は4,741件、貸付人員8,012名、貸付高の累計が3,744万円にのぼっている」とある。

「四、引揚者の援護」では、「終戦後海外よりの引揚者は昭和24年9月末に於いて11万8,855名で、内4万8,944名は一般引揚者で他は復員者となっている。引揚者に対しては応急援護として駅頭援護の強化を図り、定着後の援護としては家庭訪問、身上相談、就職の斡旋、更生資金の貸与、住居の提供、援護物資の給与等凡ゆる援護の手を差しのべ、生活困難なものに対しては生活保護法により保護をなしている。これらの者は約3%を占めている実情である」とある。

5. 本研究から明らかになった山形県における特質の一端

戦後混乱期は、生活困窮者緊急生活援護要綱により全国的に失業者、戦災者、海外引揚者、在外留守家族などの生活困窮者に対し、宿泊、給食、救療施設の拡充、衣料寝具その他生活必需品の給与、食料品の補給等の現物給与を主とする生活援護を実施したが、これは県内においても援護内容は同等のものであった。

また方面委員が積極的に活動主体となる点について、県内においても同時期に方面委員の選出等の動きはあったものの、方面委員が主体となる活動事例の記事については今回の調査からは明らかにできなかった。

従来の戦災援護会・海外同胞援護会・軍人救護会等の各種団体を整理統合することで、援護を拡充強化するために有力な民間援護団体を設立の動きが全国的にあったが、県内においては罹災疎開共助連盟という団体設立の動きがあったことが注目される。

総じて、①首都圏からの疎開者と県内の地元住民との互助的、共助的な関わりによって立ちあがった連盟団体、そして②食糧、常備薬などの支援物資の配給、寺院活用による住の提供、理髪組合や銭湯組合からの協力、相談所や宿泊所の設立、授産施設の開設といった地域における助け合いの広がりが、本県における生活困窮者への支援実施過程の特質の一つとして明らかになり、戦後混乱期という時代から生まれた生活困窮者を地方でいかに支えてきたのかという問題提起への一つの回答とし、その歴史的役割を支えてきたと考える。

今後の研究課題

本研究では、一次史料の分析対象が新聞記事の史料に偏ってしまったことから分析の限界が生じた。今後、本研究を深化させるためには、先行研究の詳細な整理、そして他社の新聞史料への調査拡大、県報などの県内行政史料、統計調査データ、団体活動記録など豊富な一次史料からの分析が必須となるだろう。